

いわき市議会議長 菅 波 健 様  
いわき市長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 佐 藤 博  
同 佐 藤 和 良  
同 赤 津 一 夫

## 定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、同法第199条の2の規定により、平成29年4月1日から同年11月16日までの間、保健福祉部長の職にあった小野益生監査委員を除斥の上、監査を執行しました。

1 監査の対象  
保健福祉部

2 監査実施期間  
平成29年11月17日から平成30年3月22日まで

3 監査の範囲  
平成29年4月1日から同年9月30日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の主な着眼点

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 調定の時期及び手続、納期限の設定などが適切か。
- (3) 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (4) 契約書、見積書等関係書類が確実かつ的確に整備されているか、契約の履行期限、仕様書に基づく履行が適正か。
- (5) 財産の取得及び処分の手続きが適正になされているか。

5 監査の方法  
部長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。  
また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

## 6 監査の結果

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

## <是正改善を要する事項>

### 1 特定事項

郵便切手の管理に関する事務において、過年度に納品されたこととして支出している例が認められた。

(小名浜地区保健福祉センター)

※ 平成29年4月10日に納品された郵便切手について、前年度の平成28年度予算で支出するため、検収日を実際の納品日より前の日付である平成29年3月31日とし、平成28年度に納品されたこととして支出していた。

#### 地方自治法

(会計年度及びその独立の原則)

第208条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 (略)

#### 地方自治法施行令

(歳出の会計年度所属区分)

第143条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

(1)～(3) (略)

(4) 工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度

(5) (略)

2 (略)

#### いわき市財務規則

(検査及び引渡し)

第173条 供給人は、物件を納入しようとするときは、納品兼請求書(第35号様式の3)、物件供給納品書(第165号様式)又は別に定める物件供給代金払請求書を提出して検査を受けなければならない。

2 検査の結果不合格品があるときは、供給人は、契約権者の指定する期日までに代品を納入し、更に検査を受けなければならない。

3 前2項の規定による検査に合格したときは、同時にその引渡しを受けたものとみなす。

## 2 収入事務（その1）

試験検査手数料に係る収入事務において、条例の規定によらず手数料を徴収している例が認められた。

（保健所検査課）

※ 平成29年4月3日に検査依頼された水質検査に伴うレジオネラ属菌数の試験検査手数料は、市保健所条例第3条別表に基づき、19,580円を徴収すべきところ、食品等の試験のサルモネラ菌等の検査と同等の検査と見なし、その手数料である7,280円を徴収していた。

### いわき市保健所条例

（手数料）

第3条 保健所において行う業務については、別表に定める手数料を徴収する。

別表（第3条関係）

#### 1 試験又は検査手数料（抜粋）

区分		単位	金額	摘要	
食品等の試験	定性 比較的簡易なもの	大腸菌、水素イオン濃度、亜硫酸、臭気等	1項目	3,000円	
		サルモネラ菌等	1項目	7,280円	
		シアン化合物等	1成分	4,330円	
	複雑なもの	着色料、異物等	1成分	11,590円	
		嫌気性菌	1項目	8,880円	病原性同定検査を含む。
		抗生物質等	1項目	21,060円	
	高度に複雑なもの	酸化防止剤等	1成分	23,020円	
定量（略）					
公衆浴場及びプールの水質検査	維持管理基準検査（細菌学的検査を除く。）	（略）			
細菌学的検査	細菌学的検査	大腸菌群等	1件	3,000円	デソキシコール酸塩寒天培地法によるもの
		糞（ふん）便性大腸菌群	1件	4,000円	M-F C法によるもの
		大腸菌の最確数の測定	1件	4,000円	LB-MPN法（上がり湯等にあつては、LB-BGLB法）によるもの
		レジオネラ属菌	1件	19,580円	

### 3 収入事務（その2）

収入事務において、現金を受領したときに交付すべき領収証書等が受領の際に交付されていない例が認められた。

（平地区保健福祉センター、小名浜地区保健福祉センター、  
地域交流センター三和ふれあい館）

#### 【事例1】平地区保健福祉センター 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

※ 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金として平成29年8月10日（木）に現金を受領した際に、市財務規則第49条の2第1項の規定に基づく領収証書を交付しなければならないが、同月21日（月）に遅延して作成し交付していた。【類例1件あり】

なお、小名浜地区保健福祉センターにおいても、同様の例が認められた。【類例1件あり】

#### 【事例2】地域交流センター三和ふれあい館 浴室使用料

※ 三和ふれあい館健康福祉センターの浴室の使用料については、市財務規則第49条の2第2項に基づき、現金受領の際に券売機による入浴券を交付しているが、平成29年4月1日及び同月2日に受領した現金について、入浴券や領収証書が交付されていなかった。

### いわき市財務規則

（出納機関の直接収納）

第49条 出納機関は、出張して収納するとき、納入者が現金若しくは施行令第156条第1項に規定する証券を持参したとき、又は納入者から現金若しくは当該証券の送付があつたときは、直接これを収納することができる。

（領収証書の発行）

第49条の2 出納機関は、前条の規定により現金又は証券を受領したときは、領収証書（第17号様式）を当該納入者に交付しなければならない。この場合において、証券によるものであるときは、当該領収書の表面の余白に「証券」と記載しなければならない。

2 前項に規定する領収証書は、窓口において金銭登録機に登録して収納する収入又は入場料、入園料その他これに類する収入で領収証書を交付し難い収入については、金銭登録機による記録票又は入場券、入園券その他これに類するものをもつてこれに代えることができる。

#### 4 収入事務（その3）

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

（平地区保健福祉センター、小名浜地区保健福祉センター）

※ 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金として平成29年8月10日（木）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月14日（月）までに払い込まなければならないが、同月21日（月）に払い込まれていた。

なお、小名浜地区保健福祉センターにおいても、同様の例が認められた。

#### いわき市財務規則

（収納金の払込み）

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 （略）

## 5 支出事務（その1）

支出事務において、支出負担行為の時期に誤りがある例または支出負担行為がなされていない例が認められた。

（地域医療課、地域包括ケア推進課、平地区保健福祉センター）

### 【事例1】地域医療課 いわき市病院医師修学資金貸与事業費補助金

※ 平成29年6月22日付けで、いわき市病院医師修学資金貸与事業費補助金の補助事業等計画変更承認通知をしているが、市財務規則第63条第1項の規定に基づく支出負担行為が同月23日に行われており、遅延して支出負担行為がなされていた。

### 【事例2】地域包括ケア推進課 いわき市生活援助サービス従事者養成研修委託

※ 平成29年6月19日付けで、いわき市生活援助サービス従事者養成研修委託を締結しているが、監査実施時点（平成30年1月9日）において、市財務規則第63条第1項の規定に基づく支出負担行為がなされていない。

### 【事例3】平地区保健福祉センター 出産支援金

※ 平成29年7月6日付けで、出産支援金の支給決定をしているが、市財務規則第63条第1項の規定に基づく支出負担行為が同月5日に行われており、支給決定前に支出負担行為がなされていた。

## 地方自治法

（支出負担行為）

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

## いわき市財務規則

（支出負担行為の整理区分）

第63条 支出負担行為権者が、支出負担行為をする場合における支出負担行為として整理する時期、支出負担行為として会計管理者の確認を受ける時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要なおもな書類は、別表第3に定めるとおりとする。

2 （略）

### 別表第3（第63条関係）（抜粋）

支出負担行為の整理区分（節区分）

節の区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為として出納機関の確認を受ける時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要なおもな書類	摘要
8 報償費	支出又は交付決定のとき	支出命令を発したとき	支出又は交付をする額	支出又は交付を明らかにした関係書類	
	購入契約を締結するとき			（略）	
13 委託料	契約を締結するとき	支出命令を発したとき	契約金額	見積書、予定価額調書、入札書、入札調書、積算の基礎を明らかにした書類、契約書案、請書案ただし、工事請負に類するものにあつ	

				てはこのほか工事請負費に必要なおもな書類の例による。	
19負担金、補助及び交付金	交付又は支出決定のとき	支出命令を発したとき	交付又は支出する額	申請書、指令書案、内訳書 交付又は支出する関係書類 積算の基礎を明らかにした 書類ただし、工事請負契約 に類するものにあつては、 このほか工事請負費に必要な おもな書類の例による。	
	請求のあつたとき	(略)			



## 6 支出事務（その2）

嘱託保育士及び日々雇用保育士に係る賃金の支出事務において、賃金等の算出に誤りのある例が認められた。

（平地区保健福祉センター、内郷・好間・三和地区保健福祉センター、小川・川前地区保健福祉センター）

### 【事例1】平地区保健福祉センター 日々雇用保育士賃金

※ 平成29年6月分の日々雇用保育士に係る賃金の支給事務において、実際に取得していない有給休暇日数2日を勤務日数に加え、誤った日数を基に基本賃金を支給していた。さらに、保育所にて所管している超過勤務命令簿と地区保健福祉センターで作成する賃金支給明細を照合したところ、同一週に振替を行った土曜日の半日勤務について、100分の125の割増賃金を支給していた。【類例1件あり】

### 【事例2】内郷・好間・三和地区保健福祉センター 嘱託保育士賃金

※ 平成29年6月分の嘱託保育士に係る賃金の支給事務において、保育所にて所管している超過勤務命令簿と地区保健福祉センターで作成する賃金支給明細を照合したところ、超過勤務命令簿では100分の125の部分が1時間、100分の135の部分が3時間となっていたにもかかわらず、賃金支給明細では0時間で計算されていた。【類例1件あり】

### 【事例3】小川・川前地区保健福祉センター 嘱託保育士期末手当

※ 平成29年6月期末手当の支給事務において、4月から雇用されている嘱託保育士の期末手当額を、賃金の0.47月分の79,900円として算出すべきところ、0.46月分の78,200円と算出し支給していた。

## いわき市賃金支弁職員雇用等管理規程

（服務）

第6条 （略）

2 日々雇用職員の勤務時間は、条例定数内職員の例に準じて定めるものとする。ただし、当該職員が従事する業務の性質上条例定数内職員の例による必要のない場合は、これを短縮して雇用しなければならない。

3～5 （略）

（賃金）

第7条 賃金支弁職員に支給する賃金は、基本賃金及び附加賃金とする。

2～3 （略）

4 附加賃金は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 時間外勤務割増賃金 所定の勤務時間外に勤務した場合において、当該時間外における勤務に対し、条例定数内職員の職員の超過勤務手当の支給の例に準じて支給するものをいう。

(2) 休日勤務割増賃金 所定の勤務日が勤務時間条例第9条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合において、当該休日における勤務に対し、条例定数内職員の休日給の支給の例に準じて支給するものをいう。

(3)～(5) （略）

## いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

（1週間の勤務時間）

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時

間45分とする。

2～3 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。  
ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 (略)

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、市長が規則で定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち市長が規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

## いわき市職員の給与に関する条例

(超過勤務手当)

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額  
に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2～6 (略)

## 嘱託職員の賃金改定について(平成29年1月16日付 28職号外 総務部長通知)

このことについて、現在雇用している嘱託職員の賃金については、いわき市賃金支弁職員雇用等管理規定第7条第2項の規定に基づき、次の通り改定することとしましたので通知します。

氏名	平成28年度 月額	平成29年度 月額	特別手当		実施時期	備考
			6月	0.47月分		
こども支援課 (略) 外120名	168,400円	<u>170,000円</u>	12月	0.51月分	H29.4.1	<u>保育士</u> (定期昇給 未反映)
			計	0.98月分		

## 7 支出事務（その3）

補助金の交付に係る事務において、補助対象者ではない団体に交付決定を行っている例が認められた。

(障がい福祉課)

※ いわき市障害者自発的活動支援事業費補助金の補助対象者は、いわき市障害者自発的活動支援事業費補助金交付要綱第3条において、「障害者が主体性をもって、地域で自立して生活ができるような取組みを行っている法人」とされているが、法人ではない任意団体に対し、当該補助金の交付決定を行っていた。

### いわき市障害者自発的活動支援事業費補助金交付要綱

(補助対象者)

第3条 この要綱において補助の対象となるものは、障害者が主体性をもって、地域で自立して生活ができるような取組みを行っている法人であって、障害者自発的活動支援事業を実施するものとする。

## 8 契約事務（その1）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用した随意契約の方法により契約を締結する場合における公表等が適切に行われていない例が認められた。

（千寿荘）

※ 千寿荘清掃業務委託に係る契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を適用した随意契約を締結したが、これらの随意契約を締結する場合について規定する市財務規則第128条の2第1号から第3号に定める公表の手続きが行われていなかった。

また、随意契約を実施する具体的な理由及び業者選定の理由は、「シルバー人材センターからの役務の提供を受ける契約であることから」との表記にとどまっており、具体性に欠ける不十分なものとなっていた。

### 地方自治法施行令

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(2) (略)

(3) (中略) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約（中略）をするとき。

(4)～(9) (略)

2～4 (略)

### いわき市財務規則

（契約の内容等の公表）

第128条の2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により規則で定める手続は、次のとおりとする。

(1) あらかじめ、契約に係る発注の見通しを公表すること。

(2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。

(3) 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

## 9 契約事務（その2）

修繕に係る契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(保健所総務課)

※ 総合保健福祉センターヒートポンプチャラー更新修繕に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。

### いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団等と認められる者

(2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者

(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

(2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

## 契約等からの暴力団等の排除について（財政部契約課）

（抜粋）

### 5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

## <意見又は要望とする事項>

### 特定事項（生活習慣病予防対策の取組みについて）

平成26年3月に策定された「健康いわき21（第二次）」は、健康増進法に基づく市健康増進計画として定められたものであり、本計画では健康課題を明確にし、世代別の数値目標を設定しながら、生活習慣病の発症予防や重症化予防を徹底化させていくことを目的としている。

また、平成27年度の組織改編において、市が実施する健康診査や受診後の保健指導等を通じた市民の生活習慣病の予防や健康寿命の延伸への支援の強化を図るため、保健所地域保健課内に成人保健係が設置された。

厚生労働省が実施した「平成28年国民健康・栄養調査」の結果によると、福島県民の食塩摂取量及びBMI（体重÷身長<sup>2</sup>により算出される肥満度を表す体格指数）の平均値は、男性で全国ワースト2位、女性で同ワースト1位となっている。

また、生活習慣病の現状については、県が平成28年度に策定した地域医療構想において、県全体では全国と比較して高血圧患者の出現比が113.6%、Ⅱ型糖尿病外来が295.4%となっており、さらにいわき区域においては高血圧患者が全国比で136.3%、Ⅱ型糖尿病外来が367.5%となっている。

この他、平成28年度に福島県保険者協議会医療調査部会が作成した、県内各健康保険の平成27年度特定健診結果の取りまとめを基にした報告において、本市では県内において男女ともに肥満者と習慣的喫煙者の割合が高いと指摘されているなど、本市の現状は、生活習慣病の発症予防や重症化予防において大いに憂慮すべき事態となっている。

このような状況のもと、市では、県の「ふくしま健民パスポート事業」と連携し、市民の健康に対する意識を高めることを目的として、日々の健康づくり、健診やがん検診の受診、社会参加活動等の健康行動によるポイント数に応じ様々な特典が受けられる「いわき健康チャレンジ事業」を平成28年6月から開始したところである。しかし、本市の参加者は、平成30年2月末において、「ふくしま健民パスポート事業」が542人、「いわき健康チャレンジ事業」が227人とどまっている。

保健所においては、これら事業の参加者拡大を図ることをはじめ、より効果的な生活習慣病の予防対策に取り組まれることを望むものである。

(保健所)